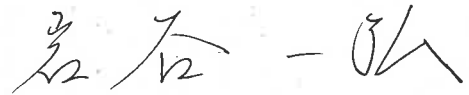


春日部市規則第45号

春日部市予防接種事故災害補償規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月2日

春日部市長

A handwritten signature in black ink, consisting of stylized characters that appear to be '春日部市長' (Mayor of春日部市).

## 春日部市予防接種事故災害補償規則の一部を改正する規則

春日部市予防接種事故災害補償規則（平成17年規則第149号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(補償金額) 第5条 (1) 死亡の場合（以下「死亡補償金」という。） <u>49,500,000円</u> (2) ア 施行令の障害等級1級の場合 <u>49,500,000円</u> イ 施行令の障害等級2級の場合 <u>32,960,000円</u> ウ 施行令の障害等級3級の場合 <u>25,163,000円</u>	(補償金額) 第5条 (1) 死亡の場合（以下「死亡補償金」という。） <u>48,000,000円</u> (2) ア 施行令の障害等級1級の場合 <u>48,000,000円</u> イ 施行令の障害等級2級の場合 <u>31,960,000円</u> ウ 施行令の障害等級3級の場合 <u>24,399,000円</u>

### 附 則

#### (施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、令和8年4月1日から適用する。

#### (経過措置)

- 2 改正後の第5条の規定は、令和8年4月1日以後に発見された事故に係る補償金額について適用し、同日前に発見された事故に係る補償金額については、なお従前の例による。